

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和5年11月29日

国土交通省　自動車局貨物課長　殿

照会者名　弁護士法人マリタックス
　　弁護士　山下　清兵衛
　　同　　山下　功一郎
住所　　東京都港区六本木1-6-3
　　泉ガーデンウイング6階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

A社が行う以下の事業は貨物自動車運送事業法第2条2項に規定する「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社はレンタル事業として、工事現場の仮設資材として利用される敷鉄板を施工会社に賃貸することを計画しています。鉄板は規格が大きく、1枚あたり最大1.6トンを超える重量物であります。その特殊な製品を現場まで運搬するにあたり、特殊な車両とそれを運転操作できるドライバーが必要です。A社では特殊な大型車やトレーラーを自社で保有することによって、顧客の要望した日時と場所へ納品し、工事の進捗に応じて現場から引取る作業を含めて、敷鉄板のレンタル業を生業とする予定です。その過程の密接不可分な積み降ろしのサービスとして納品や引取りに対する対価をいただく予定です。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

A社が扱う敷鉄板は、重量や大きさなどから輸送時の取り扱いに関して、安全に対する非常に高い配慮が求められる特殊な製品であり、A社の工場より顧客の指定した場所へ製品を移動させるために、限られた特殊な車両（クレーン付き大型車、クレーン付きトレーラーなど）での配送と、安全に積み降ろしを行う作業技術を熟知したドライバーを必要

とします。

特殊な車両を A 社で保持し配送することで安全かつ顧客の要望にも応えられ、生業である製品の賃貸借が成り立つものとして、A 社の車両による運搬は製品の賃貸借と密接不可分な行為であると考えています。ゆえに、レンタル行為を完了させるうえで、製品の安全な移動は、主要業務の 1 つであり、その過程に包摂されており、貨物自動車運送事業法 3 条所定の国土交通大臣の許可を要しないということが A 社の見解であります。

4. 連絡先

照会者名 弁護士法人マリタックス

弁護士 山下 清兵衛

同 山下 功一郎

住所 東京都港区六本木 1-6-3

泉ガーデンウイング 6 階

電話 03-3586-3601

FAX 03-3586-3602

以上